

生活支援部だより

令和6年4月23日(火)
羽島特別支援学校
生活支援部
4月号

○「いじめ」を防止し、安心安全な学校づくりへの取組について

成長過程にある児童生徒が、一緒に過ごす学校生活では、どうしても何らかのトラブルは発生してしまいます。ほとんどの場合子どもたちは、トラブルを通じて自分を振り返り、他者の気持ちについても考え、お互いがよりよい生活ができることを目指して成長していきます。しかし、「いじめ」は違います。相手につらい思いをさせたり、心を深く傷つけ、時には命まで奪ってしまったりする行為でもあります。文部科学省によると特別支援学校のいじめについては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多いとされています。当校でも、昨年度までに一部、同じような傾向が見られました。当校では、いじめは絶対に許されない行為であることを示し、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの未然防止や早期発見に努め、日々の児童生徒のサインを見逃さないよう職員一同で取り組んでいます。

○羽島特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」について

当校の「学校いじめ防止基本方針」より、いじめの定義や取組についての一部を紹介します。

いじめの定義について（いじめ防止対策推進法：第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※法令上、本人が苦痛を感じた場合は、すべていじめとなります。

具体的な取り組み（羽島特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」より、一部を抜粋）

(1) 教職員自身でとりくむこと

- ・情報の報告・連絡・相談体制を整え、管理職を中心とした組織対応を行う。
- ・気づいた情報を学年会や部会等で確実に共有する。 他

(2) 児童生徒に対して働きかけること

- ・自分のよいところ、友だちのよいところを見つけ、多様性を認め合うことのできる環境づくりを行い、いじめに向かわない態度や能力を育成する。
- ・児童生徒が行事や活動に主体的に参加できる場を設け、個に応じたわかる授業づくりに努める。
- ・自他の物を区別し、大切に扱う心を育成する。
- ・生活に関するアンケートを年3回実施し、いじめの早期発見の徹底と教育相談を実施する。 他



いじめの解消の定義

- ① 加害行為が止んでいる状態が3か月継続している。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※本人に確認を行い、解消後も、見守りを継続していきます。



詳しくは、右のQRコードから当校のホームページの「学校いじめ防止基本方針」をご覧ください。